

通所介護 重要事項説明書

「通所介護」の契約を締結する前に、お客様に知っておいていただきたい内容について説明いたします。ご不明な点があれば、ご遠慮なくご質問願います。

【目 次】

1	事業主体	1
2	事業所の概要	1
3	事業の目的と運営方針	2
4	事業実施地域、営業時間、定員等	2
5	従業者勤務の体制	2
6	サービスの概要	3
7	サービスの利用にあたっての留意事項	4
8	サービス利用料金	5
9	秘密の保持	6
10	通所介護計画	6
11	非常災害対策について	7
12	従業者研修について	7
13	委員会の設置	7
14	拘束に関する措置	7
15	苦情相談について	7
16	事故発生時の対応・損害賠償について	8
17	介護保険法および厚生労働省令の改正について	9

特定非営利活動法人守の会

1. 事業主体

事業主体（法人名）	特定非営利活動法人守の会
代表者（役職名・氏名）	理事長 森田竜一郎
本社所在地	〒236-0014 横浜市金沢区寺前 1-8-6 ライオンズマンション金沢文庫第 2-102
電話番号・FAX番号	電話 045（370）7467 FAX 045（370）7468
設立年月日	平成11年10月19日
事業内容	居宅介護支援 訪問介護、第一号訪問介護（横浜市訪問介護相当サービス） 通所介護、第一号通所介護（横浜市通所介護相当サービス）

2. 事業所の概要

① 事業所の名称等

事業所の名称	散歩道金沢
管理者	先崎里恵子
開設年月日	令和2年5月1日
介護保険指定事業者番号	1470802685
所在地	〒236-0014 横浜市金沢区寺前 1-8-6 ライオンズマンション金沢文庫第 2-102
電話番号・FAX番号	電話 045（370）7495 FAX 045（370）7468
損害賠償責任保険の加入先	損害保険ジャパン株式会社
施設の形態	単独型
第三者評価実施の有無	なし

② 主な設備

機能訓練室（兼食堂）	73.05㎡（1人当たり3.65㎡）
静養室	4.12㎡ ベッド数1床
相談室・事務室	相談室 4.12㎡ 事務室 18.20㎡
トイレ	トイレ2箇所（そのうち車いす対応1箇所）
送迎車	4台（うち1台車いす対応）

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	住み慣れた環境や地域において、お客様が自立した暮らしを営めるよう援助することを目的とします。
運営方針	1) お客様の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助します。 2) 必要な日常生活上の世話および機能訓練の援助を行うことによって、お客様の社会的孤立感の解消および心身機能の維持・向上を図ります。 3) お客様のご家族の身体的および精神的負担の軽減を図ります。 4) 関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 事業実施地域、営業時間、定員等

営業日	月曜日～金曜日（祝日含む、ただし12月30日～1月3日は除く）
営業時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	（午前の部） 9時15分～12時15分 （午後の部） 13時45分～16時45分
通常の事業実施地域	神奈川県横浜市金沢区
定員	1日40名（午前・午後 各20名）

5. 従業者勤務の体制

①従業者配置状況

※従業者の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名	—	・当事業所に従事する従業者の管理を行います。 ・業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に実施します。 ・当事業所の従業者に、厚生労働省令等で定められた指定通所介護の人員基準および運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行います。
生活相談員	1名	—	・お客様およびそのご家族からの心身、生活、当該通所介護に関する内容等の相談に対応します。 ・相談者の精神的負担の軽減を促すと共に、お客様により快適な通所介護が提供できるよう、当該の相談内容を必要に応じてサービスに反映し、質の改善・向上を目指します。
介護職員	4名	1名	・お客様の心身の状況を的確に把握し、日常生活を営むのに必要な健康チェック、機能訓練、その他必要な援助を行います。

看護職員	—	3名	・お客様の心身の状況を的確に把握し、日常生活を営むのに必要な健康チェック、機能訓練、その他必要な援助を行います。
機能訓練指導員	—	3名	・日常生活動作訓練、歩行訓練等の機能訓練を実施・指導し、お客様が日常生活を営むのに必要な身体機能の維持・向上、改善を図ります。

6. サービスの概要

※印のついているサービスは、介護報酬の加算対象となっています。

送 迎	・お客様のご希望により、ご自宅と当事業所間の送迎を行います。 ・お客様の状況に応じて移動・移乗時の適切な介助等を行います。
健康チェック	・体温、血圧、脈拍、体調などを確認し、お客様の心身の健康状態の把握を行います。 ・水分摂取量などにも注意し、お客様が安全にサービスをご利用いただけるように努めます。
排泄	・お客様の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
生活相談	・お客様およびそのご家族からの心身、生活、介護、当該サービスに関する内容等の相談に対応します。
アクティビティ	・お客様の心身の状況、希望および生活環境をふまえて、計画的に集団または個別に行う創作活動、趣味活動、行事活動などを実施し、お客様同士の交流を図りながら、心身の状態の維持・向上を図ります。
※運動器機能向上	・機能訓練指導員等、全職種の従業者が協働して、お客様の自立支援および日常生活の充実に資するために必要な運動器機能向上計画を作成し、それに基づき、計画的に機能訓練を行います。 ・マシントレーニングを中心とした運動をはじめ、各サービスにおける日常生活動作訓練も個別機能訓練として通所介護計画に盛り込みます。 ・定期的に体力測定等を行い、事前事後の身体機能を評価しながら計画書の見直しを行い、お客様の目標達成のために心身の状況に応じた適切なサービスを提供します。 ・お客様に対して他の通所介護計画と併せて運動器機能向上計画について説明をし、通所介護計画の書面において同意を頂くものとします。

7. サービスの利用にあたっての留意事項

留意事項	1) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。 2) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。 3) 病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更またはサービスを中止することがあります。 4) サービスご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。 ※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には、振り替えることができませんので、ご了承ください。 5) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。 6) サービス利用に関係のない物の持ち込みはご遠慮ください。(特に金品類)紛失された場合、当事業所では責任を負いかねますので、ご了承ください。 7) 事業所内での食品をはじめとした様々な品物のやり取りはなさらないように、お願いします。(特別な事情がある場合は、事前にスタッフにご相談ください) 8) 下記の行為は、ハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させていただくことがありますので、ご理解・ご了承ください。 ①暴力又は乱暴な言動、無理な要求 ・物を投げつける ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける ・怒鳴る、奇声、大声を発する ・対象範囲外のサービスの強要 ②セクシュアルハラスメント ・介護従事者の体を触る、手を握る ・腕を引っ張り抱きしめる ・ヌード写真を見せる ・性的な話し卑猥な言動をする など ③その他 ・介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く ・ストーカー行為 など
------	---

8. サービス利用料金

① 保険給付サービス利用料金

保険給付サービス	1) 要介護度別、提供時間別等に応じて定められた金額（省令により変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が、お客様負担額になります。 2) 給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、お客様の負担額も変更となります。 3) お客様の負担額詳細については、別紙「料金表」をご参照ください。
----------	---

② その他のサービス利用料金

以下のサービスは利用料金の全額がお客様の負担になります。

おむつ代	1部 100円 ※ご希望の場合のみ
通常の事業実施地域を越える送迎費用	費用負担はありません。
アクティビティ	・お客様の希望により、創作活動、趣味活動、行事活動に参加していただくことができます。 ・内容によっては、材料費等の実費をいただく場合があります。

③ 利用料金の支払い方法

利用料、その他の費用の請求	1) 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 2) 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までにお客様あてにお届けします。
利用料その他の費用の支払い	1) 請求月の27日に、下記のいずれかの方法によりお支払いいただきます。 (ア) 預金口座振替もしくは自動払込 (イ) 事業者指定口座への振り込み (ウ) 事業所での現金払い ※ (イ) の場合、下記の指定口座に振り込みをお願いいたします。なお、振り込みに掛かる手数料は、お客様にご負担頂きます。 横浜銀行 本店営業部 普通口座 1443495 口座名義 特定非営利活動法人守の会 理事長 森田竜一郎 2) ご入金を確認しましたら領収書発行致しますので、必ず保管をお願いいたします。 3) 居宅サービス計画を作成しない場合等、「償還払い」となる場合、一旦お客様が基本料金をお支払いください。 サービス提供証明書を発行しますので、その後市町村に対して保険給付分（9割か8割または7割）を請求してください。

④ 利用の変更・追加・中止

利用の変更・追加について	・利用予定日の前に、お客様の都合により、通所介護のご利用を変更、追加をすることができます。 ・この場合にはサービス実施日の前日までに、当事業所に申し出てください。
利用の中止について	・利用を中止される場合は、原則サービス実施日の前日までに、当事業所に申し出てください。

9. 秘密の保持

お客様およびそのご家族に関する秘密の保持について	・当事業所の従業員は、サービス提供をするうえで知り得たお客様およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ・この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
従業員に対する秘密の保持について	・就業規則にて従業員は、サービス提供をするうえで知り得たお客様およびそのご家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。 ・その職を辞した後にも秘密の保持の義務はあります。 ・秘密の保持の義務規定に違反した場合は、就業規則において罰則規定を設けています。
個人情報の保護について	・当事業所の従業員は、契約書および本重要事項説明書による説明により、お客様ならびにそのご家族等の同意を得た場合は、改めて書面を取り交わすことなく契約書に示されている条件の下で情報提供をすることができます。 ・上記以外で使用する場合は、別途書面を取り交わす事とします。 ・当事業所の従業員は、お客様およびそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

10. 通所介護計画

通所介護計画について	・通所介護は、お客様一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、お客様の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、日常生活を送ることができるよう支援するものです。 ・当事業所の管理者は、お客様の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、お客様と協議のうえで、通所介護計画書の内容に沿って、通所介護（計画を定め、また、その実施状況を評価します）。 ・計画の内容および評価結果等は書面にてお客様へ説明のうえ交付します。
------------	---

サービス提供に関する記録について	・サービス提供に関する記録は、その完結の日から2年間保管します。 ・お客様またはお客様のご家族はその記録の閲覧が可能です。 ・複写の交付については、実費をご負担いただきます。 (1枚につき 10円と致します)
------------------	--

1 1. 非常災害対策

非常災害対策について	当事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し、避難訓練および消火訓練を年2回実施すると共に、必要な設備を備えます。 防火責任者 森田 竜一郎
------------	---

1 2. 従業員研修

従業員の研修について	当事業所は、従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備します。 ①採用時研修 採用後3か月以内 ②継続研修 年2回以上
------------	---

1 3. 委員会設置等

委員会設置について	(1) 災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、定期的な研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等をおこないます。 (2) 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、定期的な委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施を行います。 (3) 高齢者虐待防止の取組を強化する観点から、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、定期的に委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。 (4) ハラスメントへ行為防止への観点から、定期的に委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。
-----------	--

1 4. 拘束に関する措置

拘束に関する措置について	当該ご利用者又は他利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。やむを得ず、身体的拘束等を行う場合には、事前に、多職種で協議した上、当該利用者又はその家族に身体的拘束等の態様等を説明し身体的拘束等を行う場合の記録を2年間保管します。
--------------	---

15. 苦情相談について

苦情処理の体制および手順	1) 当事業所は、通所介護に係る苦情相談を受け付けるための窓口を設置します。 2) 苦情を受け付けた際には、当事業所は苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めると共に改善を実施します。 3) 当事業所で行う対応が困難な場合には、保険者や神奈川県国民健康保険団体連合会と連携して解決を図ります。 4) 当事業所の管理者は、苦情の内容、原因、改善策について全従業員に対して周知し、再発防止に努めます。
事業所苦情相談窓口	担当者 先崎里恵子（管理者） 連絡先 （045）370－7495
事業所外苦情相談窓口	横浜市金沢区役所 サービス課高齢・障害支援 連絡先 （045）788－7868 FAX （045）786－8872
	横浜市 はまふくコール（横浜市苦情相談コールセンター） 連絡先 （045）263－8084 FAX （045）550－3615

16. 事故発生時の対応・損害賠償について

事故発生時の対応	サービス提供中にお客様の容体の変化および事故が発生した場合は、救急隊、お客様のご家族、緊急連絡先ならびに居宅介護支援事業者等へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。
損害賠償	1) 当事業所は、通所介護の実施にあたって、当事業所の責めに帰すべき事由により、お客様またはそのご家族の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。 ただし、当事業所自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。 2) 当事業所は万が一の損害賠償発生に備えて、損害保険会社の賠償責任保険に加入しており、その保険契約の内容については当事業所の営業時間内に当事業所にて付保証明書の写しを閲覧することができます。 3) お客様またはそのご家族などが当事業所のサービス従業者に対し、生命・身体・財産などの損害を与えた場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求することがあります。 4) 物品の賠償にあたっては原状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理または復元を原則とします。 5) 修理または復元が不可能な場合は、原則として購入時の価格ではなく時価（購入価格や使用年数・耐用年数を考慮した額）をその賠償額範囲とします。 そのため、購入から長年を経過した品物については、賠償を致しかねることがあります。 6) 取扱いに特別の注意が必要なもの等については、予めご提示をお願いします。ご提示のない場合、賠償を致しかねることがあります。

17. 介護保険法および厚生労働省令の改正について

介護保険法および厚生労働省令の改正	・特定非営利活動法人守の会の料金体系は、国が定める通所介護基本報酬に準拠するものとします。 ・国が定める通所介護基本報酬に改定があった場合、特定非営利活動法人守の会の料金体系は、国が定める通所介護基本報酬に準拠するものとします。
-------------------	---

特定非営利活動法人守の会は、通所介護の提供開始に当たり、重要事項説明書に基づいて通所介

護内容の説明を行いました。

本書交付を証するため、本書を2通作成し、特定非営利活動法人守の会、お客様（またはその代理人）は、署名捺印のうえ、各1通を保管するものとします。

令和 年 月 日

事業者 名称 特定非営利活動法人守の会
所在地 横浜市金沢区寺前 1-8-6 ライオンズマンション金沢文庫第2-102

理事長 森田 竜一郎 印

サービス事業所 名称 散歩道金沢
所在地 横浜市金沢区寺前 1-8-6 ライオンズマンション金沢文庫第2-102
説明者 先崎 里恵子

私は、重要事項説明書に基づいて、通所介護の内容および重要事項の説明を受け、その説明を受けた内容について同意します。

令和 年 月 日

お客様 住所 横浜市金沢区

氏名 印

代理人（お客様との続柄： ）

住所

氏名 印

☐立会人 または ☐署名代行人（お客様との続柄： ）

住所

氏名 印

（注1）「立会人」欄には、ご本人とともに契約内容を確認し、緊急時などにお客様の立場に立って事業者との連絡調整等を行う方がいる場合に記載してください。

（注2）「署名代行人」欄には、ご本人が身体上の理由等により、署名捺印ができない場合においてご本人に代わって署名捺印をされる場合に記載してください。

（注3）「立会人」および「署名代行人」は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。